

## 白井市教育委員会会議録

### ○会議日程

平成26年4月1日（火）

白井市役所4階第1会議室

1. 委員長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 前回会議録の承認

4. 委員報告

5. 教育長報告

6. 議決事項

議案第1号 委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について

議案第2号 平成26年度教科用図書印旛採択地区協議会委員の選出について

議案第3号 「平成26年度全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱いについて

議案第4号 行事の共催及び後援に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第5号 白井運動公園自主事業開催に伴う利用時間延長の承認について

7. その他

---

### ○出席委員

委員長 石亀 裕子

委員 小林 正継

委員 高城 久美子

教育長 米山 一幸

---

### ○出席職員

教育部長 田代 成司

教育総務課長 五十嵐 孝明

生涯学習課長 藤咲 克己

文化課長 黒澤 博史

書記 伊藤 祐子

〃 品川 太郎

午後 2 時開会

○開会宣言

○米山教育長 石亀委員長の任期が、平成 26 年 3 月 31 までとなっておりますので、白井市教育委員会会議規則第 11 条の規定により、委員長の選挙が終了するまでの間、私が議事を行います。

これから平成 26 年第 4 回白井市教育委員会定例会を開会いたします。本日の出席委員は 4 名です。

---

○会議録署名人の指名

○米山教育長 会議録署名人の指名をいたします。小林委員と高城委員にお願いします。

---

○米山教育長 非公開案件についてお諮りをいたします。

議案第 1 号「委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について」及び議案第 2 号「平成 26 年度教科用図書採択地区協議会委員の選出について」は非公開がよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○米山教育長 それでは、非公開といたします。

---

非公開案件 ○議案第 1 号 委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について  
(委員長に石亀裕子委員、委員長職務代理者に小林正継委員が選任された。)

---

○前回会議録の承認

○石亀委員長 それでは、会議日程に戻ります。前回会議録の承認を行います。訂正等がありましたらお願いします。

特にないようですので、次に進みます。

---

○委員報告

○石亀委員長 委員報告を行います。各委員から報告がありましたらお願いします。

○高城委員 3 月 13 日、大山口中学校の卒業式に行っていました。4 クラスの生徒の卒業式で、来賓の方も 40 名以上お見えになっていて、地域の方に温かく見守っていただけているという感じを受けました。9 カ年の皆勤賞が男女 1 名ずついらっしゃいました。歌も心から一生懸命に歌っていて感動した卒業式でした。

○小林委員 3 月 7 日、委員長代理で白井高校の卒業式に行ってきました。10 年前に私が勤務していた高校ですけれども、当時 10 クラスが今は 5 クラスになっていましたが、最後に生徒が「ありがとうございました」と言うのが恒例になっていたんですけども、今回も退場する際に大きな声で先生

方に感謝を伝えていました。3月13日、白井中学校の卒業式に行ってきました。ここは私の母校で45年前に卒業した学校です。当時は5クラスでしたが、現在は2クラスの卒業式でした。歌声も素晴らしく大変いい卒業式でした。また、3月18日は大山口小学校の卒業式に行ってきました。本当にすばらしい卒業式でした。

○石亀委員長 小学校、中学校全部で14校の卒業式でしたが、代表で出席していただきました学校の報告をしていただきました。ありがとうございました。

---

○教育長報告

○石亀委員長 米山教育長から報告をお願いいたします。

○米山教育長 それでは、3月4日の定例教育委員会以降の報告をいたします。

3月9日、市民大学校の卒業式に出席いたしました。順天堂大学が地域貢献をする、市としても順天堂大学が持っている専門的な力をおかりしたいということで、協定を締結しております。市民大学校の中でも、順天堂大学の講師を含めたカリキュラムを入れていきたいということで考えております。

11日、文教民生常任委員会で新年度予算が可決されました。13日に桜台中学校の卒業式に出席いたしました。16日日曜日、しろいチャレンジド・スポーツクラブの設立総会に出席いたしました。障害児者のスポーツクラブとして、スポーツ推進員や保護者の会の皆さんが大変尽力されて設立されました。県内では珍しい取り組みとして県の体育課の職員が見学に来ておりました。県でも支援していきたいという話でした。18日、白井第三小学校の卒業式に出席いたしました。19日、議会の最終日に新年度予算が可決されました。22日、中ホールで文化講演会が開催されました。25日は臨時教育委員会議が開催されました。28日、社会福祉協議会の評議員会に出席いたしました。31日、白井総合公園の開園式に出席いたしました。防災公園としての機能を備えており、ベンチを引っくり返すと、そこで煮炊きができるようなものを設置してあったり、本下水のマンホールに仮設のトイレを置くと、そこが緊急的なトイレに変わるというような形になっています。長年の懸案であった白井総合公園が開園いたしました。

○石亀委員長 ただいまの委員報告、教育長報告について質問等がありましたらお願いします。特にありませんか。

[「はい」と言う者あり]

○石亀委員長 特にないようですので、次へ進みます。

---

○議案第3号 「平成26年度全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱いについて

○石亀委員長 これから議事に入ります。公開案件から先に行います。

議案第3号「『平成26年度全国学力・学習状況調査』結果公表の取扱いについて」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第3号「『平成26年度全国学力・学習状況調査』結果公表の取扱いについて」。白井市教育委員会は、「平成26年度全国学力・学習状況調査」結果公表の取扱いについて、別紙のとおりとする。平成26年4月1日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

本案は、文部科学省が実施する「平成26年度全国学力・学習状況調査」の結果公表について提案するものです。1番、市の結果公表について。教育センター室のホームページで公開いたします。公開する前に、公開内容について教育委員会議の議決を経てから公開いたします。学力状況調査については、数値は公表しない。ただ、全国と市の観点別結果をレーダーチャートにして公表いたします。国語、算数についての総括した分析結果を文章で公開いたします。その後、今後の市の方向性を示します。学習状況調査については、全国、県、市の数値を入れてグラフにて公表します。公表する項目については、後日検討をいたします。学校の結果公表につきましては、全校公表します。方法としましては、学校日より、またはホームページ、学級懇談会での文章をもって議題としたり、またはそのときに口頭で説明をいたします。内容については、結果をもとに学校の考察を入れて公表する形になります。公表の際に数値等を示して公表することは、各学校のデータを集めることで学校間の序列化や過度な競争が生じる恐れがあるために実際には行わない。については、例にありますとおり、基本な形で公表いたします。例なんですけども、全国学力調査の結果、本校において読解力については高いという調査結果が出ています。これは、朝の読書の時間が効果を発揮しているものと考えられます。一方、漢字の書き取り部分においては、やや弱いという傾向が出ているため、今後は書き取り能力を伸ばすために〇〇に取り組んでいきたいと思えます。なお、学校の公表の時期については、全校と市のホームページ公表とほぼ同時期にあわせる形にいたします。続きまして、個票について。全校返却いたします。返却の捉え方は、保護者のもとに個票が届くことを返却として捉えます。子どもを通じて返却をいたします。返却する方法については、個別に面談をしながら返すとか、また一斉で返した後に個別に後ほど学習指導をしていながら指導していくという方法でございます。返却の時期については、兄弟がいるために小中学校区でなるべく同じ時期に返却するという形をとっていきたいと思っております。以上でございます。

○石亀委員長 議案第3号について質問等がありましたらお願いします。

26年度の結果公表の取扱いですが、前年度と変わった点はありますか。

○田代教育部長 変わっておりません。レーダーチャートで市の平均との比較という形になります。市の全体の考察と今後に向けてというのは変わっておりません。

○石亀委員長 この公表について、一般の方、あるいは保護者の方から何か意見とか要望とか出ていたことはありますか。

○田代教育部長 委員会に要望等は上がってきておりません。この学力・学習状況調査の目的が、子どもの学力や学習状況を把握して、その改善を図っていくという部分に大きな目的がありますので、授業をどのように変えていくか、そういうのをきちんと公表していますので要望等はありません。

○石亀委員長 わかりました。ほかにご質問ありませんでしょうか。

○米山教育長 ここに結果公表の例があります。どこの部分については、やや弱いという傾向が出ているため今後はこうやって取り組んでいきますというのがありますが、各観点の中で弱い部分、また全国平均、県平均よりダウンしている面があったら、こういう形で学校で指導して平均のところまで上げるというような具体的なものを教育センター室で作って、各学校の教科担任と打ち合わせをしてもらって、マニュアルではないんですけども、子ども達の基礎学力を上げるものを教育センター室と各学校の教科担任と連携をとって進めるというようなことが具体的にできる内容なのかどうか、検討をお願いします。

○田代教育部長 今後、これをもとに、さらに一步進んで教科担任等々と、学校ごとに協議をしていきたいと思えます。

○石亀委員長 よろしく申し上げます。他になにかありませんか。

それでは、議案第3号についてお諮りします。原案のとおり決定することに異議はございませんでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○石亀委員長 それでは、議案第3号は原案のとおりに決定いたします。

---

○議案第4号 行事の共催及び後援に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

○石亀委員長 議案第4号「行事の共催及び後援に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」説明をお願いします。

○五十嵐教育総務課長 議案第4号「行事の共催及び後援に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」。行事の共催及び後援に関する規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。平成26年4月1日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

本案は、行事の共催及び後援に関する規程を見直したいので提案するものです。第3条でございますけれども、1項中、共催は後援することが「ある」というよう言い回しになっておりますけれども、新しい改正案では「できる」というふうに改めたいということです。1項部分ですけれども、「推進上、明らかに有益であると認められるもの」というような言い回しをしたいと思えます。第3項でございますけれども、現行「白井市の区域及びこれに隣接する地域において開催されるもの」は「市の区域及びこれに隣接する地域において開催される等、市民の幅広い参加が期待できるもの」というような言い回しになります。第2項でございますけれども、1号、2号、3号とありますけれども、1号はそのまま、2号につきましては「政治的目的を有するもの」を「政治的色彩を有するもの」、3号につきましては「宗教的目的を有するもの」を「宗教的色彩を有するもの」。なおかつ第4号を追加いたしまして、「公序良俗に反するものその他社会的非難を受けるおそれがあるもの」、これを追加しました。第4条、3行目になります。「開催前7日までに教育委員会に提出しなければならない」を「開催日の7日前までに教

育委員会に提出しなければならない」。多少言い回しを変えてあります。2項になりますけれども、「速やかに承認するかどうかを文書で通知するものとする」、この部分ですけれども、「速やかに承認又は不承認の旨を決定し、共催（後援）承認（不承認）通知書（別記第2号様式）により通知するものとする」。その場合に、今まで様式がありませんでしたけれども、この第2号様式の通知書を追加してございます。

報告の部分、第5条でございますけれども、この部分を5条、6条で改正してございます。第5条が「教育委員会は、必要があると認めるときは、後援する行事の主催者に対し、実施報告書（別記第2号様式）の提出を求めることがある」というようなことで今までしてございましたけど、これを改正案では、第5条は「前条第2項の規定により、後援の承認を受けた者は、当該後援に係る行事が終了したときは、速やかに実施報告書（別記第3号様式）により、教育委員会に報告しなければならない」、先ほど第2号様式が承認、不承認の通知ですから、これが第3号様式に変わります。

なおかつ、6条を追加しております。承認の取消し。第6条「教育委員会は、共催又は後援の承認をした行事が第3条に規定する基準に適合しないと認められるときは、当該承認を取り消すことができる」、承認後に何かあれば、それを取り消すことができるということです。

2項としまして、「教育委員会は、前項の規定により承認を取り消したときは、共催（後援）承認取消通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする」。新たに第4号様式を追加しております。補則で、第7条で「この訓令の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める」。

なお、様式の改正につきましては、「あて先」を「宛先」に直し、「行事の趣旨」が「行事の目的」、「行事の内容」、「教育委員会の施策との関連性」、「後援を予定する行政機関又は団体」、主催があるわけですが、その他にどこか他の団体で後援を依頼しているのかというようなところまで記載していただくような様式になっております。

また、添付書類として、ポスター・広告とか行事の実施要領とか計画書、その部分は添付書類でつけていただくということで考えております。5ページ目が、共催（後援）、承認（不承認）の通知書でございます。6ページでございますけれども、今までは実施報告書、2号様式ですけども、それが3号様式に変わっております。7ページにつきましては、第4号様式、6条で出ておりましたけども、承認したものをさらに取り消す場合の通知書ということで、7ページの様式第4号を規定してございます。

附則といたしまして、この訓令は、平成26年4月1日から施行する。経過措置として、この訓令による改正後の行事の共催及び後援に関する規程の規定は、この訓令の施行の日以後にされた申請について適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例によるということで、4月1日以降についてはこの訓令を規定するというので、規定しているものでございます。よろしくお願いたします。

○石亀委員長 議案第4号について質問等がありましたらお願いします。

○米山教育長 行事の共催及び後援に関する規程については市長部局にもありますが、今回、市長部局の改正があったのか、なかったのか。また、市長部局と教育委員会の規程との違いがあるのか、

ないのか、説明してください。

○五十嵐教育総務課長 市長部局も改正しております。教育委員会と市長部局の後援の規程がありますが同じような内容で改正しています。

○小林委員 この改正に至った流れというか、経緯を教えてください。

○五十嵐教育総務課長 平成26年1月7日の教育委員会議におきましても、教育委員の皆さんに後援のご審議いただいた件がございました。教育委員会のほうは不承認ということで処理させていただきました。市のほうは承認ということで差が出たわけですが、教育の政治的中立性に配慮する必要があることから見直しさせていただきました。

○石亀委員長 この規程の改正については、どういった形で皆さんに知らされますか。

○五十嵐教育総務課長 ホームページには変更される予定のお知らせをしています。また、後援申請が提出されるということになりますので、その方達にはその場でお知らせすることはできます。

○米山教育長 市長部局で承認、教育委員会で不承認とした案件があります。そのときも行事の共催及び後援に関する規程は、市長部局も教育委員会も同じでした。同じ中で市長部局か承認、教育委員会が不承認という形になりました。規程が変わったから結果が同じになるということではありません。3条の「明らかに有益」や「政治的色彩」なども市長部局と教育委員会の考え方が違ってくることはあります。今後も行事の共催及び後援について、教育長の専決で判断し難いものについては、教育委員会議に提案させていただいて判断していくようになると思います。ただ、4条について、7日前まで委員会に提出しなければならないとありますが、7日前に申請があつて判断が難しい場合に、臨時教育委員会議を開催させていただいて判断するようになるのと、7日前というのはどうなのか。7日前というのが申請者に対して歩み寄った日にちになっていると思いますが、参加者に知らしめるポスターやチラシに入れる場合は7日前では大変厳しいのではないかと思いますので、この日にちについて、例えば14日前とか21日前とかというような形で再検討していただきたいと思います。

○石亀委員長 他に質問があればお願いします。特になければ、議案第4号については教育長の指摘があった箇所について再検討していただき、それ以外の部分については原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、再検討箇所を除き、その他の部分については原案のとおり決定します。

---

○議案第5号 白井運動公園自主事業開催に伴う利用時間延長の承認について

○石亀委員長 議案第4号「白井運動公園自主事業開催に伴う利用時間延長の承認について」説明をお願いします。

○藤咲生涯学習課長 議案第5号「白井運動公園事業開催に伴う利用時間延長の承認について」。平成

26年度白井運動公園利用時間について別紙のとおり設定する。平成26年4月1日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、平成26年度白井運動公園の利用時間について、指定管理者より変更申請の提出があったことから別紙のとおり設定することとしたい。

平成26年度白井運動公園自主事業開催に伴う利用時間延長の承認について。平成26年度白井運動公園利用時間について、指定管理者により変更申請書の提出があったことから下記のとおり設定したい。

1、変更内容。利用時間の延長。陸上競技場利用時間を午前9時から午後5時までを午前9時から午後8時まで、競技広場利用時間を4月から9月までは午前7時から午後7時を午前7時から午後8時まで、10月から3月までは午前7時から午後5時までを午前7時から午後8時までという形で変更理由として午後8時まで変更し、指定管理者による自主事業を開催するため時間を変更するものでございます。指定管理者から自主事業についての計画書がきましたので、説明いたします。

事業名については、サッカースクールでございます。目的としましては、白井運動公園陸上競技場の天然芝生の上で子ども達にサッカーの楽しさを伝え、また、サッカーを通じて豊かな人間性の育成を目指します。本スクールは、現地人コーチによる全て英語によるスクールとなるため、英語会話能力向上を視野に、グローバルな人材育成を目指すということできております。指導者につきましては、リバプールのサッカークラブのコーチが日本に常駐していることから、そのコーチと現地のコーチ等でやるものでございます。年齢につきましては、年中から6歳、6歳から8歳、8歳から10歳と11歳から12歳と分けて行いたいということです。週1コースと週2コースで、時間帯については17時から20時までの時間帯を事業として行いたいという提案がありましたので、開催時間、競技場の供用時間を延長するものでございます。

○石亀委員長 議案第5号について質問等がありましたらお願いします。

○小林委員 このサッカースクールは、サッカーを教えるということだけでなく英語の会話能力の向上も目的にしているということですが、通訳もつくんですか。

○藤咲生涯学習課長 コーチ陣につきましては、実際のリバプールというサッカークラブのコーチとアシスタントコーチと日本人のコーチがいますので、その中で行うと思いますが、全てが通訳がつくかというのは、また別になります。

○石亀委員長 白井運動公園の指定管理者ですけれども、期間はいつまででしたでしょうか。

○藤咲生涯学習課長 28年度まででございます。3年でございます。

○石亀委員長 3年ということは、時間を延長するということに関しては目的があるということの問題ないのかなと思いますが、サッカースクールのためということなので、指定管理が変わるまでの教室ということになりますよね。

○藤咲生涯学習課長 そのとおりです。

○石亀委員長 参加する子ども達にとっては、28年度までですよというようなことを、どういふうに伝えればいいのかという部分が少し気になります。

○藤咲生涯学習課長 訂正いたします。今年度から改めて指定してございますので、5年間、30年度までになります。

○石亀委員長 30年度までは、この方針でいくということですね。

○藤咲生涯学習課長 はい。

○石亀委員長 その辺は、どう捉えたらいいのかなという疑問なんです。

○米山教育長 自主事業ですので、この募集をかけるときに5年間だという話は、多分パンフレットにも入るでしょうし、その辺の説明はあるはずだと思います。この時間帯をずっと延長するのかというと、今回は特別に教育委員会議の了承を得て、この自主事業についてのみ時間の延長について協議をいただく。あそこにはナイター施設がないので、この自主事業についてのみ時間の延長を認めたと。今回は自主事業の団体が照明を持ち込んでやるということなので、特別に自主事業の期間のときだけ時間を延長するというので理解してもらいたいと思います。指定管理者が受けている金額の範囲内で実施しますので、例えば市の電気代が増えるとか、時間外勤務手当が増えるとか、そういうことはありません。あくまでも指定管理者の自主事業ということです。この事業に限定し、8時まで延長することについて審議してもらいたいと思います。

○小林委員 このリバプールのコーチについては、入学金とか支払うお金、これに見合っている指導者なのか、それともボランティア的な要素も入って決められている金額なのかというようなことはわかりますか。

○藤咲生涯学習課長 自主事業の企画書なものですから、こちらのほうでは金額的なものについては把握してございません。

○石亀委員長 この事業がいい、悪いについては、この会議ではどういうふうにと考えたらいいんですか。この内容について、どこまで責任を負うべきなのかということはどうなりますか。

○藤咲生涯学習課長 あくまでも白井運動公園で、都市公園条例に載っているもので、運動公園施設に使う供用日及び供用時間を必要なとき変更する場合は教育委員会の承認が必要ですので、今回提案させていただいたものでございますが、自主事業の詳細までは把握しておりません。

○米山教育長 この事業の内容について、教育委員会でこの金額が高いとか、練習時間が短いとか長いとかというのは、公序良俗に反しない限りは指定管理者の自主事業なので一定の良識の範囲内であれば、教育委員会は指導しにくいと思います。ただ、例えば事故が起きた場合について、主催者、指定管理者が責任を負うものですが、設置者が市になっていますので、事故が起きた場合については、何らかの形で市への責任の追及はあり得ると考えておいたほうが良いと思います。

○石亀委員長 こういう行事に関しては、ほかの公民館などでも自主事業はいろいろと行われていると思いますので、内容に口を出すということではなく、安全に市民のためにやっていただけるかどうかということは、このサッカースクールだけではなく、しっかりと見ていく役割もあるのかなと思いましたので質問をしました。

○高城委員 ほかの市町村でも、こういうスクールをやっているところはあるのでしょうか。仮設式ナイター照明というのは、簡単に設置できるものですか。

○藤咲生涯学習課長 指定管理を受けて、こういう名門クラブチームを呼んでやっているところが、佐倉市が今年度から実施すると聞いております。移動式の仮設のナイター照明というのは、車を押してすぐ運べるものだと思いますので、移動式は可能だと思っています。

○高城委員 夏場は5時から8時でもいいと思いますが、冬場はちょっと心配があります。サッカーは子ども達がやりたいランキングの1位ということで、興味を持たれると思います。

○石亀委員長 今、冬場について心配という声も出ていますけれども、期限つきとかそういうことはここで判断をしなければならないのでしょうか。

○藤咲生涯学習課長 サッカー自体、ヨーロッパでは冬場の時期が主で行っておりますので、ですからそれなりの準備運動をして行うのが通常だと、それなりのコーチがつくということだそうなので、そういうふうを考えております。そういう話があったものについては、指定管理者と協議させていただきたいと思います。

○高城委員 スクールの費用ですけども、市内でもサッカースクールがあると思いますが、大体月幾らぐらいの会費なのか、もしわかっていれば教えてください。

○藤咲生涯学習課長 個々の教室等で行っているものについては把握しておりません。

○石亀委員長 この条件に納得される方が利用されるということになるんでしょうけど、私たちとしては、安全に、低学年のお子さんにも支障はないようにということは願います。

○米山教育長 今回の提案は時間についての承認なので、時間について判断をしていただきたい。ただ、責任、安全性については事業者には十分安全な形で事業を実施してくださいということを含めた形で承認するか、承認をしないかの決定について伝えていきたいと思います。

○石亀委員長 ただいまのお話も含めて、質問がほかにありましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは、ただいまの議案について、時間については心配な点もあるということもありましたけれども、安全性に十分注意していただくという条件つきで、承認してよろしいかお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、安全の条件つきで承認ということではよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、そのようにいたします。

---

非公開案件 ○議案第2号 平成26年度教科用図書印旛採択地区協議会委員の選出について

---

○その他

○石亀委員長 ほかにございませんか。

それでは、特になければ、以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

次回の会議は5月7日です。本日はお疲れさまでした。

午後3時40分閉会